

## アプライアンスに関する特則

### 第 1 章 - 一般条項

本「アプライアンスに関する特則」(以下、「本特則」といいます。)の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条項に追加されるものであり、お客様が IBM または認定 IBM ビジネス・パートナーから「アプライアンス」を取得する場合に適用されます。お客様は、以下に記名押印することにより、「本特則」の条件に同意するものとします。「本特則」で規定されない用語の定義は、「本契約」で規定する用語の定義に従います。

#### 1. 定義

「アプライアンス」とは、汎用コンピューティング・タスクのためではなく特定機能のために設計され、IBM がお客様に提供する「プログラム・コンポーネント」、「機械コンポーネント」および「機械コード・コンポーネント」から構成される「対象製品」を意味します。

「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」とは、共に提供される手順書に従ってお客様が据付け責任を有する「IBM 機械コンポーネント」を意味します。

「引渡日」とは、IBM または IBM ビジネス・パートナーが別途通知する場合を除き、「アプライアンス」に関するお客様の納品書または領収書の日付を意味します。

「IBM 機械コンポーネント」とは、IBM ロゴの付いた「機械コンポーネント」を意味します。

「機械コード・コンポーネント」とは、「仕様」で定められた「機械コンポーネント」の機能を実行するために「IBM 機械コンポーネント」と共に提供されるマイクロコード、基本入出力システム・コード (BIOS)、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバ、診断プログラムおよびその他のコード (適用されるライセンス条件における例外規定に従います。)を意味します。

「機械コンポーネント」とは、ハードウェア装置、その機構、コンバージョン、装置構成部分、アクセサリ、またはそれらの組み合わせを意味します。「機械コンポーネント」には、IBM がお客様に提供する「IBM 機械コンポーネント」および「第三者機械コンポーネント」が含まれます。「第三者機械コンポーネント」とは、「本特則」に基づき提供される、IBM によって、または IBM のために製造されていない「機械コンポーネント」(その他の機器を含みます。)を意味します。

「プログラム・コンポーネント」とは、「機械コンポーネント」にプリインストールされた「IBM プログラム」または「第三者プログラム」を意味します。

「仕様」とは、「Official Published Specifications」と題する文書で記述される「機械コンポーネント」に固有の情報を意味します。

#### 2. 契約の構成

「本特則」は、「第 1 章 - 一般条項」および「第 2 章 - 各国固有の条項」(記載がある場合のみ)により構成されています。第 2 章では、第 1 章の条件に対する追加条件または変更条件が記載される場合があります。「本特則」、「別紙」および「本契約」は「アプライアンス」に関する両当事者の完全な合意です。「本特則」および「別紙」と「本契約」の条件に相違がある場合、「別紙」は「本特則」に優先し、「本特則」は「本契約」に優先するものとします。

#### 3. プログラム・コンポーネント

##### 許諾

- a. お客様が正当な所有者であることを条件に、お客様は「本契約」の条件に従って「プログラム・コンポーネント」を、IBM または認定 IBM ビジネス・パートナーによって提供された「機械コンポーネント」、あるいは IBM または認定 IBM ビジネス・パートナーによって提供された「機械コンポーネント」の代替品上でのみ使用することが許諾されます。
- b. お客様は、IBM の書面による事前の承認なしに、「プログラム・コンポーネント」の使用権を「アプライアンス」の移転と共に、またはその他の方法で他者に移転することはできません。お客様の各「プログラム・コンポーネント」の使用権は、お客様が「アプライアンス」の正当な所有者でなくなった時点で終了します。

## 4. 機械コンポーネント

### 4.1 機械の仕様

「IBM 機械コンポーネント」は、新部品または再製部品を用いて製造されています。また「機械コンポーネント」は、一旦据付けられたものである場合もあります。ただし、いずれの場合も、第 4.4 条に記載する IBM 所定の保証条件が適用されます。

### 4.2 所有権および危険負担

お客様が IBM から「機械コンポーネント」を直接取得した場合、「機械コンポーネント」の所有権は売買代金が完済された時に、お客様、または該当する場合はお客様の賃貸人に移転します。

お客様の指定場所に配送されるために IBM 指定の運送業者に引き渡すまで各「機械コンポーネント」の滅失破損の危険は IBM が負担します。それ以降の危険はお客様の負担としますが、「機械コンポーネント」には、お客様またはお客様の指定場所に引き渡されるまでの期間を対象として、IBM がお客様のために契約し、保険料を払う保険が適用されます。何らかの滅失破損が生じた場合、お客様は i) 引き渡しから 10 営業日以内に IBM に書面で報告し、ii) IBM 所定の請求手続きに従っていただくものとします。

### 4.3 据付け

#### 4.3.1 機械コンポーネントの据付け

お客様は、「機械コンポーネント」の公開資料で規定された要件を満たす据付環境を用意することに同意するものとします。

「プログラム・コンポーネント」は、「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」または「第三者機械コンポーネント」にプリインストールされています。お客様は、「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」および「第三者機械コンポーネント」を、IBM または「機械コンポーネント」の製造元によって提供される手順に従って据付けるとします。お客様は、「機械コンポーネント」の据付けの支援を IBM に依頼することができますが、有償となる場合があります。

#### 4.3.2 技術変更

お客様は、IBM が、「機械コンポーネント」に対して必要不可欠な技術変更（安全性を確保するために必要なものなど）の導入を行うことに同意するものとします。

多くの技術変更では、部品を取り外し、取り外された部品の所有権および占有権は IBM に移転することとなります。お客様は、技術変更の導入に際して、取り外された部品をすべて IBM に返却する責任を負うものとします。必要な場合、お客様は i) 技術変更の導入および ii) 取り外された部品の所有権および占有権の IBM への移転許可を所有者または担保権者から得ていることを表明するものとします。さらに、お客様は取り外された部品がすべて IBM 純正部品であり、変更されておらず、かつ良好に稼働することを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証または保守サービスの条件を引き継ぎます。

## 4.4 IBM 機械コンポーネントの保証

### 4.4.1 保証の内容と制限

IBM は、「IBM 機械コンポーネント」が所定の「仕様」どおり良好に稼働することを保証します。

「IBM 機械コンポーネント」の保証期間は、引渡日を開始日とする所定の期間です。保証期間中、IBM は「IBM 機械コンポーネント」ごとに IBM が指定したサービスの種類に基づいて、修理および交換サービスを無料で提供します。「IBM 機械コンポーネント」が保証期間中に保証どおりに機能しない場合、IBM が i) 保証どおりに機能させるか、ii) 機能的に同等以上のものと交換することができないときには、お客様は「IBM 機械コンポーネント」を購入元に返却することができ、引き換えに返金を受けることができます。

「プログラム・コンポーネント」がプリインストールされた「IBM 機械コンポーネント」に適用される保証期間、保証の種類、およびサービス・レベルは、「本特則」の「別紙」に記載されています。

IBM が別途定める場合を除き、これらの保証はお客様が「アプライアンス」を購入した国または地域においてのみ適用されます。

#### 4.4.2 保証の範囲

誤用 (IBM が書面で許諾した範囲を超える「IBM 機械コンポーネント」のキャパシティーまたは能力の使用を含みます。)、事故、改造、不適切な設備条件または稼働環境での使用、所定の稼働環境以外での稼働、IBM 以外の者によってなされた不適切な保守、または IBM 以外の者の責に帰すべき事由により生じた障害または損傷は、上記保証の対象外となります。「IBM 機械コンポーネント」またはその部品の識別ラベルを取り外すか、変更した場合、「IBM 機械コンポーネント」の上記保証は無効になります。

上記保証は、「本契約」の下で取得された「機械コンポーネント」に関する保証のすべてを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証ならびに権利および非侵害の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。一部の国または法域では、明示または黙示の保証の除外が認められていないため、お客様には上記除外が適用されないことがあります。その場合には、かかる保証は保証期間に限定されます。この保証期間が終了した後は、保証は適用されません。一部の国または法域では、保証の適用期間の制限が認められていないため、お客様には上記制限が適用されないことがあります。

#### 4.4.3 保証の適用除外

IBM は、「IBM 機械コンポーネント」の稼働について中断または誤りのないこと、また、IBM がすべての不具合を修正することを保証するものではありません。

IBM は、保証適用外の「IBM 機械コンポーネント」を「本特則」の「別紙」で指定します。

IBM が提供する「第三者機械コンポーネント」(お客様の要求により「IBM 機械コンポーネント」と共に提供、または取り付けられるものを含みます。)には、書面による別段の指定がない限り、**いかなる保証責任または保証条件も適用されません**。ただし、第三者の製造元、供給元、または発行元がお客様に対して独自の保証を提供することがあります。

保証期間中の「IBM 機械コンポーネント」に関して「本特則」に従って提供される技術サポートまたはその他のサポート (使用方法や「IBM 機械コンポーネント」のセットアップや据付けに関するお問合せに対する支援など)には、いかなる保証責任または保証条件も適用されません。

### 4.5 IBM 機械コンポーネントの保証サービス

#### 4.5.1 保証サービス

IBM は、前項の保証期間中、「機械コンポーネント」を所定の「仕様」とおりの状態に維持または回復するために、特定の種類の保証サービスを提供します。「機械コンポーネント」に利用可能なサービスの種類については、IBM からお客様に通知します。IBM は、自らの裁量により、故障した「機械コンポーネント」に対して i) 修理または交換を、ii) お客様の所在地またはサービス・センターにて提供します。IBM は、「IBM 機械コンポーネント」に適用される特定の技術変更を管理および導入するほか、予防保守を実行することもあります。

多くの保証サービスは、部品の取り外しおよび IBM への返却を伴います。IBM 交換部品には、取り外された部品の保証サービスの条件が適用されるものとします。「IBM 機械コンポーネント」にすでに取り付けられている部品を交換せずに追加される IBM 部品は、その部品がお客様に提供される日をもって保証が適用されます。当該部品の保証期間、保証の種類、およびサービス・レベルは、IBM による別段の指定がない限り、取り付け先の「IBM 機械コンポーネント」と同じです。

「IBM 機械コンポーネント」またはその部品の交換を伴う種類の保証サービスの場合、IBM または従契約者もしくは IBM ビジネス・パートナーによって交換された旧部品または機械は IBM の所有物となり、交換部品または機械はお客様の所有物となります。お客様は取り外された部品が IBM 純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼働し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとします。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サービスの条件を引き継ぎます。

お客様が故障した「機械コンポーネント」を IBM に引き渡すことが必要な種類の保証サービスの場合、お客様は適切に梱包した状態で (IBM による別段の指定がない限り送料前払いで)、IBM が指定する場所に配送することに同意するものとします。IBM は、「機械コンポーネント」を修理または交換した後、別段の指定がない限り、IBM の費用負担でお客様に返送します。i) IBM の占有中、または ii) IBM

が運送料を負担する場合の輸送中に生じたお客様の「機械コンポーネント」の滅失破損については、IBM が責任を負います。

保証サービスは、IBM の裁量により、認定 IBM 保証サービス・プロバイダーまたは IBM の従契約者によって提供される場合があります。

お客様は次の事項を承諾するものとします。

- a. お客様の所有に属さない「機械コンポーネント」に IBM が保証サービスを提供することについてその所有者から承諾を得ること
- b. 該当する場合、IBM がサービスを提供する前に次を行うこと
  - 1) IBM が定める問題判別およびサービス依頼手順に従うこと
  - 2) 「機械コンポーネント」に含まれるすべてのプログラムおよびデータを保護すること
  - 3) 「機械コンポーネント」の所在地の変更を IBM に通知すること
- c. IBM が定めるサービス手順に従うこと (IBM インターネット Web サイトからダウンロードした、あるいはその他の電子メディアからコピーした「機械コード・コンポーネント」およびその他のソフトウェアの更新のインストールを含みます。)
- d. 何らかの理由で「機械コンポーネント」を IBM に返却する場合
  - 1) 「機械コンポーネント」からすべてのデータを確実に消去すること。かかるデータには、i) 個人または法人を特定もしくは特定し得る情報 (以下、「**個人データ**」といいます。 ) と、ii) お客様の機密情報または専有情報およびその他のデータが含まれますが、これらに限定されません。「個人データ」の除去または削除ができない場合、お客様は当該情報が準拠法の下で「個人データ」としてみなされなくなるように (匿名にするなどの手段で) 変換することに同意するものとします。
  - 2) IBM は、IBM が「アプライアンス」の一部として提供していないプログラム、またはお客様が IBM に返却する「機械コンポーネント」に含まれているデータについて責任を負わないものとします。
  - 3) IBM は、「本契約」に基づく責任を履行するために、「機械コンポーネント」の全部または一部を世界各地に所在する他の IBM または第三者の拠点に出荷する場合があります、お客様は IBM のかかる行為を認めるものとします。

#### 4.5.2 交換

「機械コンポーネント」保証サービスが部品または「機械コンポーネント」の交換を伴う場合、IBM によって交換された旧部品または機械は IBM の所有物となり、交換部品または機械はお客様の所有物となります。お客様は取り外された部品が IBM 純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼動し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとします。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する保証サービスの条件を引き継ぎます。お客様は、IBM が部品または「機械コンポーネント」の交換を行う前に、IBM のサービスが適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、および付加物を取り外すものとします。お客様は、i) 部品または「機械コンポーネント」にその交換を妨げる法的義務または制限がないことを保証すること、および ii) 取り外された部品の所有権および占有権を IBM に移転することにも同意するものとします。

一部の「IBM 機械コンポーネント」の保証サービスでは、IBM はお客様による取り付けのための交換品を提供します。かかる交換品は、i) 「機械コンポーネント」の一部 (キーボード、メモリー、ハード・ディスクなど。以下、「お客様交換可能ユニット」または「CRU」といいます。 )か、ii) 「機械コンポーネント」全体である場合があります。お客様は、「CRU」または「機械コンポーネント」の取り付けを IBM に依頼することができますが、有償となる場合があります。IBM は、お客様の「機械コンポーネント」と共に、またお客様の要求に応じていつでも情報および交換手順を提供します。IBM は、故障した「CRU」または「機械コンポーネント」を IBM に返却する必要があるかどうかを、交換品と共に出荷する資料にて明記します。返却が必要な場合、返却の指示および返送用梱包材が交換品と一緒に出荷され、故障した「CRU」または「機械コンポーネント」がお客様の交換品受領から 15 日以内に IBM に到着しない場合、お客様に対して交換品の代金が請求されることがあります。

### 4.5.3 適用除外品目

「機械コンポーネント」の保証サービスは、次に対して適用されません。

- a. アクセサリー、供給品、消耗品 (バッテリー、プリンター・カートリッジなど)、および構造部品 (フレーム、カバーなど)
- b. IBM が責任を負わない製品により引き起こされた故障
- c. 改造された「機械コンポーネント」
- d. IBM が書面で許諾した範囲を超えるキャパシティーまたは能力で使用されている「機械コンポーネント」

### 4.5.4 保証サービスのアップグレード

お客様は「機械コンポーネント」に対する標準の保証サービスをサービスアップグレードすることができる場合があります。サービスをアップグレードした場合、IBM は保証期間中であっても料金を請求します。

お客様は、保証期間中においてサービスのアップグレードを終了し、または、別の「機械コンポーネント」に移転することはできません。

## 5. 機械コード・コンポーネント

「機械コード・コンポーネント」は、「機械コード・コンポーネント」と共に提供される「機械コード・コンポーネント」のご使用条件 (「IBM 機械コードのご使用条件」、「IBM ライセンス内部コードのご使用条件」、または同等の契約) の条件に従って使用許諾されます。お客様は、「本特則」の条件に同意することで「IBM 機械コード・コンポーネントのご使用条件」にも同意したことになります。かかる条件の最新版は、[http://www.ibm.com/servers/support/machine\\_warranties/support\\_by\\_product.html](http://www.ibm.com/servers/support/machine_warranties/support_by_product.html)、または IBM 営業担当から入手できます。「機械コード・コンポーネント」のご使用条件は、IBM によって適宜変更されることがあります。変更後のご使用条件は、かかる変更の効力発生日以降に提供される「機械コード・コンポーネント」にのみ適用されるものとします。

「機械コード・コンポーネント」は、「機械コンポーネント」を IBM が書面で許諾したキャパシティーまたは能力を限度に、その仕様で定められた機能を実行させる目的でのみ使用許諾されます。お客様は、「本特則」の規定および該当するご使用条件で定めるその他の許諾または制限条件に従い「機械コード・コンポーネント」を使用することに同意するものとします。適用される使用条件における追加の制限事項に限定されず、お客様は次の事項を行ってはなりません。

- a. IBM が「機械コンポーネント」のマニュアルまたは IBM が書面でお客様に許諾する場合を除き、「機械コード・コンポーネント」を複製、表示、移転、改変、変更、または (電子的もしくはその他の方法で) 配布すること
- b. 準拠法で強行規定がある場合を除き、「機械コード・コンポーネント」を逆アセンブル、逆コンパイル、その他翻案、またはリバース・エンジニアリングすること
- c. 「機械コード・コンポーネント」の使用権を再使用許諾または譲渡すること
- d. 「機械コード・コンポーネント」またはその複製物を賃貸またはリースすること

著作権を含む「機械コード・コンポーネント」およびそのすべての複製物 (元の「機械コード」、その複製物、および複製物から作成される複製物を含みます。) の権利は、International Business Machines Corporation、その子会社、または第三者が有するものです。「機械コード・コンポーネント」は著作権で保護されており、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。

特定の「機械コンポーネント」のキャパシティーは、「機械コード・コンポーネント」に含まれる技術的手段によって制限されています。お客様は、IBM が「機械コンポーネント」のキャパシティーを制限するためにかかる技術的手段を実装することに同意するものとします。

## 6. 知的財産権の保護

### 6.1.1 第三者からの請求

IBM が「本特則」に基づきお客様に提供する「機械コンポーネント」または「機械コード・コンポーネント」が、第三者の特許権または著作権を侵害するものとして当該第三者から請求がなされた場合、

IBM は、お客様が次のすべての条件を満たす場合に限り、自己の費用でお客様を防御し、かつ裁判所または IBM が承認した和解で確定した損害賠償額および弁護士費用を含む費用を負担します。

- a. IBM に書面で速やかに請求の事実および内容を通知すること
- b. その防御および関連する和解交渉について、お客様が IBM に全権限を与えかつ、IBM に協力すること
- c. 「アプライアンス」に適用される使用許諾条件および下記第 6.1.2 条 (救済措置) に基づくお客様の義務を遵守し続けること

### 6.1.2 救済措置

第三者から請求があった場合またはそのおそれがある場合、IBM は、自己の裁量により、(i) 「アプライアンス」の使用を継続できるよう権利を取得する、(ii) 「アプライアンス」を変更する、または (iii) 「アプライアンス」を機能的に同等以上のものと交換することに同意するものとします。ただし、IBM がこれらの策を合理的にみてとり得ないと判断し書面で要請する場合には、お客様は、速やかに「アプライアンス」を IBM に返却し、その使用を中止することに同意するものとします。その場合、IBM は IBM 所定の減価償却後の金額をお客様に返還するものとします。

### 6.1.3 IBM が責任を負わない請求

IBM は、次の事項のいずれかに基づく請求については責任を負いません。

- a. お客様または第三者がお客様の代わりに提供したものを「アプライアンス」に組み込みこんだことに起因する場合、または、お客様または第三者がお客様の代わりに提供した設計、仕様または指示に IBM が従ったことに起因する場合
- b. 適用される使用許諾条件または制限に従わない「アプライアンス」の使用に起因する場合、または、現行のリリースまたはバージョンを使用していたら請求を防ぐことができる範囲において、現行のリリースまたはバージョン以外の「アプライアンス」の使用に起因する場合
- c. お客様または第三者がお客様に代わり「アプライアンス」を改造したことに起因する場合、または、その他の「アプライアンス」、機器、プログラム、データ、装置、またはプロセスと共に結合、操作、または使用したことに起因する場合
- d. お客様の「エンタープライズ」外での、または第三者のための「アプライアンス」の流通、操作、もしくは使用に起因する場合
- e. 「プログラム」の「LI」で特定された「IBM プログラム」、「第三者プログラム」、または「別途使用許諾されるコード」に起因する場合

本条は、「アプライアンス」に付属する、またはその一部であるコード（「第三者プログラム」または「別途使用許諾されるコード」を含みます。）の第三者供給元に対し、いかなる方法によっても義務を負わせるものではありません。本条は、第三者からの知的財産権の侵害請求に関する IBM の責任およびお客様に対する救済措置のすべてを規定したものです。

## 7. 引渡し

引渡日は、書面による別段の合意がない限り予定日となります。両当事者が別途書面にて合意した場合を除き、IBM 指定の運送業者への「アプライアンス」の引渡しをもって、その出荷および引渡し義務は履行されたものとします。

## 8. 転売

お客様は、次のいずれかに該当しない限り、第三者への転売、賃貸、または移転するためではなく、お客様の「エンタープライズ」内で使用する目的で「アプライアンス」を取得することに同意するものとします。

- a. 「アプライアンス」のリースバック契約を締結する場合
  - b. お客様が割引または値引きなしで「アプライアンス」を購入しており、認定の IBM ビジネス・パートナーと競争して再販売せず、かつ IBM から「プログラム・コンポーネント」の書面にて移転許可を得ている場合
  - c. 「機械コンポーネント」および「機械コード・コンポーネント」のみを移転する場合
- 「本特則」に基づく「アプライアンス」の「機械コンポーネント」および「機械コード・コンポーネント」の目的上、本条の規定に従い、「本契約」の第 1 条 (対象製品) で定める最初の 3 文の規定は適用されず、削除されるものとみなします。

## 9. 遵守状況の確認

IBM は、相当な通知を行ったうえで、お客様が目的を問わず「本特則」の条件に従って「アプライアンス」を導入または使用するすべての「パスポート・アドバンテージ」のサイトにおいて、「本特則」、「ご契約条件」、および参照されるご使用条件に対するお客様の遵守状況を検査できるものとします。かかる検査は、お客様通常業務時間内に、必要な場合にはお客様の施設内において、お客様の業務に差し支えない方法で行われるものとします。IBM は、当該目的のために独立の監査人を使用することができるものとし、IBM が当該監査人と書面による機密保持契約を締結します。

お客様は、お客様の「アプライアンス」の導入および使用が「本特則」、「本契約」、およびご使用条件、その他の契約条件を遵守していることを検証するために十分な、書面の記録、システム・ツールからの出力、PoE、およびその他のシステム情報を作成、保持し、IBM およびその監査人に提供することに同意するものとします。

かかる確認の結果、「アプライアンス」が使用許諾された範囲を超えて使用されていること、またはお客様が「本特則」を遵守していないことが判明した場合、IBM はお客様に書面でその旨通知するものとします。その場合、お客様は、i) お客様が使用許諾範囲を超過して使用した数量分の追加ライセンス料金、および、当該ライセンスが使用された期間または2年間のうちいずれか短い期間に相当するソフトウェア・サブスクリプション&サポートに対する料金、ならびに ii) その他の追加料金、および当該検査の結果決定した債務を IBM に直ちに支払うことに合意するものとします。

本条の規定は、「アプライアンス」がお客様の「エンタープライズ」内に導入されている期間中、および当該期間終了後2年間有効とします。

## 第2章 - 各国固有の条件

以下の条件は第1章で定める条件を置換えまたは修正するものとします。これらの修正によって変更されない第1章の条項はすべて変更なく、引き続き有効とします。

### アジア太平洋地域における修正

#### 日本

##### 1. 定義

*「引渡日」の定義を次の規定に置換えます。*

「引渡日」とは、「検収期間」の終了日を意味します。

*当該条項に以下の定義を追加します。*

「**検収期間**」とは、「アプライアンス」の一部として含まれる「機械コンポーネント」の検収期間で、IBM が出荷した日の翌日から10日間を意味します。

お客様は、この期間中に「機械コンポーネント」を検査および確認するものとします。

---

「アプライアンス」に関する「本特則」、「別紙」および「本契約」は、両当事者間の完全な合意です。「本特則」、「別紙」および「本契約」の条件に相違がある場合は、「別紙」が「本特則」に優先し、「本特則」が「本契約」に優先します。本契約の締結にあたって、「本特則」、「別紙」または「本契約」に明記されていない表明にいずれの当事者も依存しないものとします。かかる表明には i) 「アプライアンス」の性能または機能（「本特則」で明示的に保証されているものは除きます。）、ii) 他方当事者の経験または推奨、iii) お客様が達成できる結果または節減などが含まれますが、これらに限定されません。

同意します。

<お客様法人名>

氏名 \_\_\_\_\_

署名・押印

氏名 (活字体):

職位 (活字体):

日付:

契約書番号 / サイト番号:

IBM お客様番号:

お客様所在地: \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

同意します。

<IBM 法人名>

氏名 \_\_\_\_\_

署名・押印

氏名 (活字体):

職位 (活字体):

日付: